

特別養護老人ホーム瀬戸の里運営規程

施行年月日 令和6年1月1日

サービスの種類 短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 五常会

•

特別養護老人ホーム瀬戸の里短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五常会（以下「本会」という。）が開設する 指定介護老人福祉施設瀬戸の里（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、居宅にてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況もしくははその家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護負担を考慮し、短期生活入所にて入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム瀬戸の里
- 二 所在地 岐阜県中津川市瀬戸1387番地の8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------|----------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 | [常勤] |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 | [常勤] |
| (3) 介護職員 | 33名以上 | [常勤・非常勤] |
| (4) 看護職員 | 4名以上 | [常勤・非常勤] |
| (5) 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 | [常勤] |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 | [常勤・非常勤] |
| (7) 介護支援専門員 | 1名以上 | [常勤] |
| (8) 事務員 | 2名以上 | [常勤・非常勤] |
| (9) 調理員 | 0名 | [外部委託] |

(職務の内容)

第5条 職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、入所者の生活相談や生活支援、家族の方の相談業務を行う。

- (3) 介護職員は、入所者の心身の状況を把握し、日常生活での適切な介助を行う。
- (4) 看護職員は、入所者の保健衛生並びに健康管理、看護業務を行う。
- (5) 管理栄養士・栄養士は、委託先等の指導、入所者の栄養指導、栄養相談を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又はそれに伴う介護職員等への指導を行う。
- (7) 介護支援専門員は、入所者個々の心身の特性に応じた施設サービス計画を作成し、自立した日常生活を営むことが出来る様支援する。また他のサービス機関等との連絡調整にあたり円滑な支援を行う。
- (8) 事務員は、経理事務、労務事務等のほか、必要な庶務を行う。

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の定員)

第5条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の定員は次のとおりとする

併設型	1日あたり5名
空床利用型	1日あたり8名

(短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 短期入所生活介護の内容は、利用者が在宅と同様に安定した生活を継続できるように生活、介護の支援健康管理の維持に勤める。介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし、サービス利用の自己負担額は介護保険負担割合証に記載の「利用者負担割合」の額とする。

- 2 次の項の短期入所生活介護に要した費用は、利用者から支払を受けることができる。
 - 一 利用者に対して行う送迎に要する費用(厚生大臣が別に定める場合を除く)
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 一 居住に要する費用
 - 一 前各号の他日常生活において通常必要となるものであって入居に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、同意を得なければならない。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第7条 事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、能力や環境等の評価を通じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題に基づき、入所生活介護計画の原案を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の立案については、利用者に説明し同意を得る。

- 3 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員との連携を行い、計画の実施状況を把握する

(サービスの取り扱い方針)

第9条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、日常生活動作及び認知症等の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、日常生活を営む上で必要な援助をおこなう。
- 3 指定短期入所の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(介護サービスの内容)

第10条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっておこなう。

- 2 事業者は原則として、1週間に2回以上、適切な方法により入浴させ又は清拭等を行わなければならない。
- 3 食事については、利用者の身体状況、嗜好等を考慮し、可能な限り離床し食堂で行うようにする。
- 4 排泄については、心身の状況に応じ適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切な交換をおこなう

(緊急時等における対応方法)

第11条 利用者の病状等に急変、その他緊急事態に備え、常に家族は連絡を取れるよう連絡先を事前に生活相談員等に通知する。

- 2 緊急時が生じたときは、速やかな措置を講ずるとともに、家族に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、中津川市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 短期入所利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 宗教及び政治活動を行うこと。

(非常災害対策)

第14条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

- 2 入居者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(事故処理)

第15条 施設内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 施設は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事故発生防止のための委員会及び介護職その他の職員に対する研修を定期的に行う。
- 5 全4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 全4号及び5号は事業所で一体的に実施する。

(施設サービスの評価)

第16条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第17条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

- 2 管理者は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(虐待の防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 二 虐待の防止または再発の防止を検討するための委員会の設置
 - 三 虐待を防止するための体制として専任担当者の設置。
 - 四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置
- これらは事業所で一体的に実施する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第19条 職員は、サービス提供にあたり、利用者個々の心身の状況を勘案し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為はおこなってはならない。但し、切迫性・非代替性及び一時性の三要件を満たし、やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 三要件を満たす場合においても、関係者が広く参加したカンファレンスで判断し利用者・家族に対しても身体拘束の内容、目的、期間等の説明を行う。又その様態及び時間、その他利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 3 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催する。
- 4 職員に対し身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。
- 5 全3号及び4号は事業所で一体的に実施する。

（秘密の保持）

第20条 職員は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 管理者が居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（衛生管理）

第21条 管理者は、入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 利用者を使用する食材・食器等の衛生管理・衛生知識の普及
- 2 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針作成
- 3 感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、結果について職員に周知徹底を図る。
- 4 職員に対し感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修を適宜開催する。
- 5 職員に対し感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための訓練を適宜開催する。
- 6 適時の整理整頓・適宜の消毒
- 7 その他利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項
- 8 これらの事項は事業所にて一体的に実施する。

（サービスの提供記録の記載）

第22条 入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容を記録する。

（職場におけるハラスメント）

第23条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相

当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。なお職場のハラスメントには利用者等からのハラスメントも含む。

- 2 職場のハラスメントの内容と、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化して職員に周知・啓発する。
- 3 相談に対応する担当者を定め、相談対応の窓口を定めて職員に周知する。

(その他運営に関する重要事項についての留意事項)

第24条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 介護、看護に関する資格を有しない介護職に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる。

(事業継続計画)

第25条 施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は職員に対し、事業継続計画の説明、周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人五常会と施設との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年1月1日より施行する。
この規程は、平成30年2月1日より施行する。
この規程は、平成31年1月1日より施行する。
この規程は、令和2年4月1日より施行する。
この規程は、令和4年7月1日より施行する。
この規定は、令和6年1月1日より施行する。

特別養護老人ホーム瀬戸の里

運 営 規 程

介護保険事業所番号	2	1	7	1	5	0	0	0	5	7
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

サービスの種類	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
---------	--------------------------

サービスの種類	短期入所生活介護	介護予防 短期入所生活介護
更新年月日	2年4月1日	30年4月1日
指定の有効期間	2年4月1日 8年3月31日	30年4月1日 36年3月31日
県発番	岐阜県指令 県恵第71号の41	岐阜県指令 恵県第83号の33
根拠法	第70条の2第1項	第115条の11
	第41条第1項の指定更新	第53条第1項の指定更新

社会福祉法人五常会

運営規程は次葉から

